

# 平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会

## 速 記 録

平成25年2月26日（金）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

小川環境都市づくり課長 定刻となりました。

本日はお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員23名のうち12名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

なお、本日、座席配置につきまして、義江委員の名前が書いてありますけれども、御欠席という御連絡をいただいております。木村委員、山下委員におかれましては、まもなく御到着の予定かと存じます。

それでは、平成24年度第10回総会の開催をお願いいたします。

なお、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

小島審議会会長 それでは、会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がおります。

「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入室、着席)

小島審議会会長 それでは、傍聴の方は、傍聴希望案件終了次第、退室されて結構です。よろしく申し上げます。

ただいまから、平成24年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会を開催します。

本日は、会議次第にありますように、諮問1件と受理報告を受けることにいたします。

まず初めに、諮問案件について事務局から御提案をよろしくをお願いいたします。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料の1ページ、資料1でございます。

24環都環第561号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成25年2月26日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

記

諮問第405号「都営辰巳一丁目団地建替事業」環境影響評価書案

以上でございます。よろしく申し上げます。

小島審議会会長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきましては、第一部会に付託させていただきます。第一部会の皆様、よろしくお願いたします。

それでは、諮問案件の概要につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、御説明いたします。

お手元に黄色い評価書案冊子「『都営辰巳一丁目団地建替事業』環境影響評価書案」というものがございます。

1ページ、事業者の名称でございますが、東京都でございます。

対象事業の名称及び種類でございますが、都営辰巳一丁目団地建替事業、事業の種類が住宅団地の新設でございます。

対象事業の内容の概略でございますが、下の表に示してございます。

計画地は、東京都江東区辰巳一丁目2番、3番、8番、9番でございます。敷地面積が9万8,200㎡、延床面積が約13万㎡、用途地域が第1種中高層住居専用地域となっております。計画している住宅戸数でございますが、全部で15棟、戸数が約2,950戸でございます。建物の最高高さが約45m、地上14階ということで、駐車台数が400台、主要用途が住宅、駐車場、保育園、高齢者施設等で、工事期間が平成25年度～39年度の予定ということで、4期に分けて工事を行いまして、完成ごとに供用を始めますので、28年度～39年度にわたって順次供用が始まるということでございます。

11ページ、事業の目的でございますが、都営辰巳一丁目団地は、東京メトロ有楽町線辰巳駅に近接して立地する総戸数3,326戸の大規模団地でございます。この団地は、昭和42～44年にかけて建設されまして、築後40年余を経過して、建物、設備の老朽化が進行しているということでございます。この建替事業によりまして、バリアフリー化された良好な住宅の供給と魅力と賑わいを備え、環境にも配慮した市街地環境の形成などを目指すことにしてございます。

続きまして、12ページ、計画地の位置図となっております。中央の太線が計画地でございます。それを囲むように辰巳一丁目団地を点線で示してございます。鉄道の最寄駅でございますけれども、計画地の南側400mに東京メトロ有楽町線の辰巳駅、北東側1kmに京葉線の潮見駅、北西側に有楽町線及びゆりかもめの豊洲駅、南西側1kmにりんかい線の東雲駅がでございます。主要道路としては、東側に隣接して、首都高速9号深川線、都道315号の三ツ目通り、南側600mに首都高速湾岸線及び国道357号線、西側500mに都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線、

晴海通りが通っております。

14ページ、上空から撮った写真、対象事業の区域が写っております。計画地の北側及び西側にマンションが建っております。倉庫等の中高層建築物も立地してございまして、東側には辰巳の森海浜公園が整備されております。計画地の南側には小学校や中学校の公共施設がございまして、さらにその南側には辰巳の森緑道公園が整備されている状況でございます。

15ページ、事業の基本構想でございますが、基本方針といたしまして、計画地及び周辺地域は、「東京の都市づくりビジョン」において、「東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン」に位置づけられております。そのうち江東区の新砂・辰巳・新木場の将来像として、水辺や緑を生かしつつ、既存の土地利用と新たに導入される機能が適切に配置された市街地を形成していくとございまして、スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化や水辺へのアクセスを確保することなどが挙げられてございます。

本建替計画で、都営辰巳一丁目団地を中心とした辰巳駅北側の地域を3つのゾーンに分けて整備を推進する方針でございまして、計画地はこのうちの住宅ゾーンに該当いたしております。住宅ゾーンは都営住宅及び関連公共施設等を一体的に配置する地域とございまして、

16ページ、住宅ゾーンの整備の方針として、そこに書かれておりますが、「東京都住宅マスタープラン」では、2つの視点として、「住まいの安全・安心の確保」と「世代を超えて住み継がれる住宅まちづくり」を掲げてございまして、住宅政策の基本方向として、「良好な住宅ストックと良好な住環境の形成」を挙げてございます。

本建替計画では、「東京都住宅マスタープラン」を踏まえまして、居住水準の向上、土地の有効高度利用、少子高齢化社会への対応、環境負荷の低減や緑の充実などを建てかえの方針として挙げてございます。

続きまして、17ページ、事業の基本計画が書かれてございます。そのうち、土地の利用計画でございまして、上段の表にございまして、合計9万8,200㎡の用地のうち、宅地等に5万5,100㎡、約56%、公園等に約35%、公共施設等に約4%、駐車場に約5%を配分する計画でございまして、

建築計画でございまして、下の表に書かれており、計画建築物の階数は7～14階、地下は設けないということにございまして、最も高い145m棟を中心に全15棟、2,950戸、計画人口6,000人となっております。

18ページ、住棟の配置計画となっております。

19ページ、14階の建物の計画建築物の立面図がそこに示されてございます。

20ページ、計画建築物の断面図。これは14階建てのものですが、断面図を示してございます。

21ページ、完成予想図。これは南西側から見た鳥瞰図としてございますが、完成予想図が示されてございます。

26ページ、施工計画等でございますが、表は、施工計画と供用の計画が示されてございます。建替工事が約14年間、4期に分けて行う計画となっております。

38ページ、環境影響要因と環境影響評価の項目との関連がございまして、大気汚染など11項目を選択いたしてございます。

39～41ページには、選定した項目とその理由を記載してございます。

42ページ、選定しなかった項目とその理由が掲載されてございます。選定しなかった項目は悪臭など6項目となっております。

事業の概要は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に進めさせていただきます。

次は、受理関係について事務局から御報告をよろしく申し上げます。

小川環境都市づくり課長 それでは、本日の審議会資料の2ページ、資料2をご覧ください。

受理関係について御報告いたします。

1、環境影響評価調査計画書、「(仮称)立川立飛商業施設計画」、受理日は平成25年2月7日でございます。

2、ただいま諮問させていただきました環境影響評価書案、「都営辰巳一丁目団地建替事業」、平成25年2月6日付で受理してございます。

3、事後調査報告書の関係でございます。「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び京都市計画道路幹線街路補助線街路第125号線建設事業」ほか3件でございます。

4、変更の届け出がございまして、「イオン東久留米ショッピングセンター(仮称)建築事業」ほか3件でございます。

事後調査報告書並びに変更の届け出につきましては、別紙で用意してございますので、以降、担当のほうから説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

上田アセスメント担当課長 それでは、説明いたします。

「立川立飛商業施設計画」でございますが、ブルーの環境影響評価調査計画書「（仮称）立川立飛商業施設計画」というものがお手元にあると思いますが、それをご覧いただきたいと思います。

現在、この案件については、文書で委員の皆様にご覧させていただいているところがございます。

まず、1ページ、事業者の名称等でございますが、立川市栄町に所在します、株式会社立飛ホールディングスでございます。

対象事業の名称及び種類でございますが、「（仮称）立川立飛商業施設計画」ということで、事業の種類は、自動車駐車場の設置となっております。

対象事業の内容の概略でございますが、立川市の多摩都市モノレールの立飛駅の南東側、都道43号立川東大和線に面した立飛グループ所有地内に位置する約9万4,000㎡の敷地において、商業施設の建設及び約3,200台の自動車駐車場を設置するという事業でございます。

以下、表に事業の内容の概略をお示しました。

所在地は、ただいま申し上げました立川市泉町でございます。用途地域は、準工業地域でございます。計画建築物でございますが、商業棟が地上4階、地下1階、駐車場棟が地上5階、計画敷地面積が9万4,000㎡、建築面積が約6万1,000㎡、延床面積が18万6,000㎡、店舗等床面積が約6万㎡、主要用途は店舗ということで、駐車場が3,200台。工事予定期間が平成26年初頭～平成27年春、約15カ月間としてございます。供用の予定時期でございますが、平成27年春を予定してございます。

3ページ、中央の斜線部分が計画地でございます。多摩都市モノレール立飛駅が最寄り駅という計画地は、JR立川駅の北側約1.7kmに立地しております。計画地の周辺は、その北側、東側、南側及び都道を挟んだ西側が立飛グループの所有地となっております。計画地周辺の主な道路は、計画地北西側の都道43号立川東大和線、計画地の東側の芋窪街道、計画地南側の高松バイパスがございます。

4、5ページ、現況図と航空図がございまして、現在、計画地はゴルフの練習場とテニスコート、そして駐車場として利用されているところでございます。

7ページ、計画建築物等の配置図でございます。商業棟を中央に配置いたしまして、駐車場棟が南東側にありまして、さらに西側には、メインの出入り口と平面の駐車場になってございます。

10ページ、施設関連車両の走行経路図がございまして、本計画による来店車両台数は、商業

施設でございますので、休日が約1万3,000台、平日が約6,500台を想定してございます。来店車両の台数、来店車両の交通誘導及び出入り口については、今後、交通管理者等の関係機関と協議を重ねていくことになってございます。

12ページ、工事工程が載ってございます。その表にお示ししましたとおり、準備工事、基礎工事、躯体工事など、約15カ月間の工期を予定してございます。

74ページ、環境影響評価の項目がございまして。選定した項目は、75ページにございまして。おり、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、景観、廃棄物及び温室効果ガスという7項目がございまして。

76、77ページには、選定した項目とその理由が記載されてございます。大気汚染でございますけれども、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う排出ガスの発生が周辺の大気質に影響を及ぼすおそれがあるということで、項目として選定してございます。そのほかの6項目はそこにあるとおりでございます。

78ページ、選定しなかった項目及びその理由が掲載されてございます。選定しなかった項目は、悪臭など10項目となっております。悪臭を選択しなかった理由は、工事は市街地でも行われる一般的な建築工事でございます。工事中に計画地周辺に著しい影響を及ぼす悪臭が発生するおそれはないということから、項目として選定しなかったとさせていただきます。他の項目はそこに記載されたとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、事後調査報告書です。

「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第125号線建設事業」というものでございます。

答申日が平成11年11月30日、受理日が平成25年2月13日となっております。

事業の種類が高層建築物の新築、自動車駐車場の設置、道路の改築ということで、世田谷区玉川一丁目ほか現場になってございます。区域の面積としては約11ha、主要用途としては商業、業務施設、高さが最高151m、延床面積が42万㎡、駐車場台数が2,200台、補助第125号については1,010m、往復4車線ということになってございます。

今回の事後調査報告書につきましては、工事の施行中その3ということで、平成24年度分ということでございます。

調査項目は大気汚染、騒音・振動、植物・動物となっております。

調査結果の内容でございますが、二子玉川東地区再開発事業につきましては、1つ目として、

大気汚染でございますが、建設機械の稼働に伴う排出ガスによる大気質の変化の程度でございますが、大気質濃度の日平均値は、NO<sub>2</sub>が0.024ppmでございますが、予測結果及び環境基準を下回っております。

続きまして、騒音・振動でございます。

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルでございますが、建設作業の騒音レベル(L<sub>5</sub>)は51～59dBということでございまして、予測結果に対して同程度もしくは上回る地点がございました。地点2で予測結果を上回った要因といたしましては、バックグラウンド騒音レベルが予測値と同程度または上回る状況にあったからだとすることが考えらえるとしてございます。事後調査結果は、いずれの地点も、規制基準及び勧告基準を下回っております。

続きまして、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルでございます。

建設作業の振動レベル(L<sub>10</sub>)は39dBでございますが、予測結果を下回っております。予測結果を下回った理由としましては、施工計画を詳細に検討したということで、ピーク時の稼働台数が大幅に少なくなったということ、工程管理を徹底した結果、建機を集中してしないような工事になったということが挙げられてございます。事後調査による測定結果は、規制基準及び勧告基準を下回っております。

続きまして、植物・動物でございます。

計画建物が建設されることによる陸上植物の種及び群落の変化の程度及び生育環境の変化の程度でございますが、事後調査結果では、107科425種の高等植物の生育が確認された。評価書調査で確認された97科397種と比較して、確認種は増加してございます。

4ページ、注目される種は、10科10種が確認されてございまして、新たに4種確認されてございます。

続きまして、計画建物が建設されることによる陸上動物の種の変化の程度及び生息環境の変化の程度でございますが、鳥類につきましては、事後調査で11目28科50種が確認されてございます。評価書調査では、11目25科45種が確認されておりまして、確認種は若干増加してございます。注目される種は、評価書調査時はオオタカ1種でございましたが、事後調査では6目15科22種が確認されてございます。

昆虫類でございますが、事後調査では、11目118科325種が確認されてございます。評価書調査では、10目80科189種が確認されてございまして、確認種がふえてございます。注目される種は評価書調査時はヒゲコガネ1種でございましたが、事後調査では5目7科8種が確認されてございます。



苦情の有無でございますが、工事中の待機、出入等に関する苦情が8件ございました。これにつきましては、運転者への周知、パトロールの実施、誘導員の増員ということで対応をいたしてございます。

続きまして、東雲地区開発事業でございます。

答申日は、平成12年9月11日、受理日が平成25年2月15日ということで、高層建築物の新築、自動車駐車場の設置、住宅団地の新設となっております。

計画地の位置は、東京都江東区東雲1-9、敷地面積が約15万㎡、延床面積が約88万㎡、棟数・最高高さは16棟で約180m、主要用途は住宅・商業施設などがございます。住宅の戸数でございますが、約6,000戸、駐車場が4,800台、工事期間は12年、平成12年度～平成29年度ということで、今回の事後調査報告は、工事の施行中その3で、24年度分となっております。

調査項目は、騒音、振動、地形・地質、日照障害でございます。

まず初めとして、騒音ですが、G棟の建設機械稼働台数の最大時の建設作業騒音レベルは、60～63dBということで、勧告基準を下回ってございます。事後調査結果は予測結果とほぼ同程度であったということでございます。

続きまして、振動ですが、G棟の建設機械稼働台数最大時の建設作業振動レベルでございますが、33～42dBということで、勧告基準及び日常生活等に適用する規制基準を下回ってございます。

3つ目として、地形・地質でございますが、調査期間における地盤の累積変動量は、平成23年1月ごろまでは±10mm程度の範囲内でしたが、その後、平成23年3月にかけての変位量が一部の地点でやや大きくなっているというものでございますが、その後ほぼ横ばいの落ち着いた状況になってございます。

また、地下水位は、調査地点毎に月平均値の変化がございますが、計画地は臨海埋立地ということで、潮位の変動の影響を受けて周期的な変動があり、また降水量の状況に影響を受けた範囲の水位変化であると考えられてございます。

調査期間中は、山留工事及び根切工事を行ってございますが、対象地敷地境界で実施した地盤の累積変動量及び地下水位に大幅な変動はなく、対象地近傍に影響を及ぼすことはなかったと考えてございます。

続きまして、日照障害でございますが、江東区豊洲二丁目付近から辰巳二丁目付近まで日影がございますが、予測結果と同等でございました。

苦情についてはございません。

宗野アセスメント担当課長 それでは、6ページをご覧ください。

6ページは、山菱産業株式会社の採掘区域拡張事業の事後調査報告書でございます。

平成6年に答申をいただいた古い案件でございます、土石の採取の事業でございますけれども、採取については既に終えているものでございます。

調査の内容につきましては、お手元の事後調査報告書で説明をさせていただきたいと思っております。

白い、表に「工事の施行中(その4)」と書いてあるものです。

まず、1-3ページ、こちらの図は、重機の騒音と振動の調査を行った地点の位置図でございます。図の中央に黒い三角と星印がございますけれども、こちらが重機が動いていた場所。それに対しまして、図の上のほうですけれども、黒い丸の部分が敷地境界で調査を行った地点M-1。もう一つ、その少し上ですが、黒い四角でM-2が最寄民家のところでございまして、この2地点で事後調査を行ったということです。

1-8ページ、中段にございます表は、事後調査結果と予測値との比較でございます、下側のM-2というところで、これは民家付近のところですが、予測は民家付近で行っておりまして、M-2での予測値は43dBであったのに対して、事後調査結果は55dBであったということです。ですけれども、先ほどの1-3ページの図で見させていただきますと、重機がありまして、そこから北側に法面が敷地内にありまして、高くなって、北側の最寄り民家のほうに、山を1つ越えた形で民家のほうに行くような形になっているということでありまして、重機の音は拾えていない状況でありまして、この民家の付近に北小曾木川がございまして、その影響で55dBという形でちょっと高くなっていると。1-8ページの表のM-1の事後調査結果を見ると、46dBですので、これは敷地境界でより近いところ、重機との関係で見るとより近いところで低くなっておりますので、特に問題ないのではないかと考えております。

2-6ページ、こちらは振動に関する事後調査結果と予測の比較でございます。予測値は68dBと60dBであったのに対して事後調査結果は30dB未満ということでかなり下回っておりますけれども、建設機械がかなり離れた地点で動いておりましたので、そのような関係から、このような結果になっているということです。

3-3ページ、水質汚濁でございますけれども、こちらの図は水質の調査地点をあらわしたものであります。事業地の北側に北小曾木川というものがございまして、その上流側がR-1、下流側がR-2、事業地内の仮調整池から出たところがR-3、事業地から出るところにR-4という形で調査を行っております。

3-12ページ、事後調査結果と予測結果との比較でありまして、R-1～R-4まで、上段の表が降雨時のものでありまして、平成23年7月と平成23年9月の2回、降雨時をやっております。下段のものが通常時となっています。降雨時のほうを見ていただきますと、R-1～R-4までのSSが、数字が載っておりますけれども、R-3について予測値がありまして、それと比較しますと、R-3のところでは予測値が49であったのに対して、降雨時の2回とも23mg/ と12mg/ ということで、予測をかなり下回った形になっていたということでございます。

4-9ページ、地形・地質の項目でございまして、4-9と右側の4-10ページに3つ写真がございましてけれども、残壁の状況、最終残壁の状況でございまして。掘削法面の勾配は経産省で砕石の際の基準がございまして、60度以下とすることが定められておりまして、そのような施工をしている関係で、斜面の安定は確保されているということでございます。

5-9ページから生物の関係でございましてけれども、陸上植物に関して、まず、緑の量でございまして、5-9ページの表は緑の量の変化をまとめたものです。かなり細かくて見づらいのですが、縦に左側から、群落の分類が一番左側、評価書の内容が左から2つ目の列です。5年後、10年後、今回が15年後ですけれども、そのような形で整理をしていると。前回の着手10年後からの変化といたしましては、表の下に人工草地・緑化法面とありますが、3.7haほどあったものが3haほど減りまして、この表の中段にありますススキ群落に置きかわったような形になっている。ススキ群落が前回の調査では0.55haであったものが3.38haという形に置きかわっているということでございます。

5-14ページ、貴重種等の移植、活着の状況をまとめたものでございます。ここに12種類載っております。今回確認された種は、中段にございましてカンアオイと下のほうのバイカツツジ、一番下のヤブデマリの3つでございまして。そのほかにつきましては、移植を順々にしておったわけですけれども、移植した場所では確認ができなかったということでございます。この表の一番右の列に参考として書いておりますが、移植地以外でこの12種についての状況を一応、確認してございまして、今、申し上げましたカンアオイなどの3種類とは別に6種類が事業地の中で確認がされているということでございます。

6-7ページ、哺乳類の確認の状況ということでございまして、希少種ばかりではございせんけれども、このような種類に対して事後調査を継続して行っているということで、種数はまとめておりますけれども、大きな変化はないということと考えています。

6-10ページ、鳥類の確認の状況でございまして、種数を下のほうにまとめておりますけれども、評価書作成時、56種であったものが今回は44種ということですので、調査を重ねる

ごとに少しずつ減っているような形になっているということでございます。

7-6ページ、底生動物の確認状況ということでございまして、表の下のほうに確認の種をまとめておりますけれども、こちらについては大きな変化はないということでございます。

8-2ページ、景観ですけれども、こちらの図は景観を調査した地点でございます。事業地の北側、小曾木街道側から見たものが1点、あと、計画地の南側にハイキングコースがございまして、そちらから見たものの2つを代表的な眺望地点として予測をしております。事後調査をしております。

8-6、8-7ページがその2地点の眺望でございまして、左側につきましては、事業地の北側、小曾木街道側から見たものでございます。大きな変化はないと。右側につきましては、ハイキングコースから見たものですが、残壁が予測のモニター写真よりも大きく見えているように見えますが、これは茂りが季節的に、繁茂の状況からそのように見えているということでありまして、変化はないということでございます。

本件については苦情は特になかったということでございます。

また、本日の資料に戻っていただきまして、8ページ、「東京都市計画道路放射第16号（江東区南砂～江戸川区清新町間）建設事業」の事後調査報告書でございます。こちら也非常に古い案件でございまして、平成5年に答申をいただいた案件でございます。

内容については、こちらもお手元の事後調査報告書、緑色の冊子を用いて説明をさせていただきますと思います。

2ページ、こちらの図は対象の路線の位置図でございますけれども、起点が左側で、明治通りと交差するところから、東京メトロ東西線と並行した形で、荒川を超えまして、船堀街道を超えた交差したところまでの約2.9km区間でございます。当該道路は放射16号と呼んでおりますけれども、通称、永代通りでございます。

5ページ、上段にございます図は、道路の計画図でございまして、上側が平面図ということで、左側の起点から1.4kmの区間が平面ということで、図でいうと右側のほうが橋梁部という形になっております。

10ページ、対策設置の図でありますけれども、この図の線が薄く引き出しておりますが、起点から荒川を超えるところまで、荒川の手前までについて低騒音舗装を設置しているということです。明治通りに近いところについては2層式のもの、それ以外については1層式の低騒音舗装をしていると。あと、荒川を超えた、図でいうと右側ですけれども、そちらについては2層式の低騒音舗装を設置しているということです。あと、図で緑色のラインが入ってお

りますけれども、そちらが遮音壁を設置した場所でございます。水色のラインが図の右のほうにありますけれども、こちらは透光型の遮音壁を設置している区間をあらわしております。

11ページ、起点の明治通りのところですが、このページから13ページの上段までが遮音壁の設置の状況をあらわしております。

14、15ページにつきましては、各地点における低騒音舗装の敷設の状況ということです。

33ページからは大気汚染の予測結果と事後調査結果との比較でございます。

事後調査した大気質は、 $\text{NO}_2$ とCOと $\text{SO}_2$ でございますけれども、いずれの地点とも予測値を下回っていたということでございます。

45ページ、騒音の予測結果と事後調査結果をまとめたものでございます。この案件は、平成5年に答申をいただいた案件ですので、予測値が $L_{50}$ となっております、それとの比較となっております。予測値との差が右から2つ目の列にございますけれども、C、D、E地点で特に大きく超えている、15dB程度を超えている形になっているということでございます。

47ページにございます表は、事後調査結果が予測値を上回った要因をまとめたものでございます。左側の列が対象路線そのものによる要因、右側の列が対象路線以外の要因という形でまとめています。

53ページ、現行の環境基準と照らし合わせができるように、等価騒音レベルでの事後調査結果と環境基準をまとめたものでありまして、これで見ますと、各地点とも、B地点の夜を除きまして環境基準を満たした形になっているということでございます。これに対しましては、低騒音舗装を敷設してから現時点で6年か7年たっているということですので、低騒音舗装の効果が低減しているのではないかとということで、その舗装の更新を検討しているとしております。

参考に48ページをご覧くださいますと、低騒音舗装の劣化の考察が上段のほうにございまして、このグラフは、排水性舗装ですので、1層式のものでございますけれども、その場合にこのような形で、経年で騒音の低減の効果が減衰していくということをまとめています。この考察によると、2層式のほうがこれよりは低減の効果は長持ちするということが考察としてまとめられているということでございます。

60ページ、振動の事後調査結果でございまして、B地点の南側の夜を除きまして、各地点とも予測結果を下回っていたということでございます。

62ページ、低周波空気振動の調査地点ということでございまして、荒川と中川を渡ったところについて12.5mから200mまで調査を行ったということでございます。

調査の結果は64ページでありまして、予測結果と比較いたしますと、いずれの地点とも同程度または下回ったような形になっていたということでございます。

また本日の資料に戻っていただきまして、本日の資料の8ページ、下のほうですけれども、苦情の有無ですが、騒音に関して、これは事業区間の起点側、明治通り側のほうに団地がございまして、そちらからですけれども、団地上層階に遮音壁設置の効果がないという苦情が1件あったということでありまして、団地自治会を通しまして協議を現在、行っているということでございます。

本件については以上でございます。

上田アセスメント担当課長 それでは、続きまして、本日の資料の9ページ、変更届でございます。

事業名が「イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業」でございまして、答申は21年7月、受理日が平成25年1月31日、事業の種類は駐車場の設置でございます。

敷地面積が5万2,670㎡、商業施設として地上5階建て、地下1階ということでございます。駐車場棟は地上6階建てで別棟になってございまして、延床面積が約8万5,000㎡、駐車場台数が1,600台ということでございます。

今回、変更届を提出した理由でございますけれども、事業地の周辺の道路整備の完了時期が少し遅れまして、25年3月末になりましたことから、店舗の開店も道路工事の完了後ということにいたしますので、1カ月ほど後ろ倒しになりまして、25年4月ということでございますので、工事期間が道路の工事にあわせて約2カ月延びるというものでございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、工事期間の延伸のみでございますので、工事の施行中及び完了後における予測条件に変更はないということでございまして、評価の結論は変わらないということにしております。

続きまして、本日の資料の10ページ、同じく変更届でございまして、事業名は京浜急行電鉄本線（平和島駅～六郷土手駅間）及び同空港線（京急蒲田駅～大鳥居駅間）の連続立体交差事業でございます。

答申をいただきましたのが、平成10年1月、変更届の受理日が平成25年2月7日となっております。

事業の種類が鉄道の改良ということで、事業区間は京急本線が大森六丁目～仲六郷四丁目までの約4.7km、空港線が蒲田四丁目～西糀谷四丁目の約1.3kmということで、構造は鉄筋コンクリートラーメン高架橋構造ということになってございます。

変更の理由でございますが、一部、高架用地の取得の遅れがございまして、全体の工程を見直すというものでございます。

工事の期間でございますが、平成12年度から始まった工事でございますが、変更前は平成24年度が完了時期でございましたが、今回は用地の取得の遅れに伴いまして、2年間延ばしまして、平成26年度の完了予定ということでございます。

環境影響評価項目の再評価の結果でございますが、これにつきましても、工事期間の延伸のみでございまして、工事の施行中及び完了後において、予測条件に変更がないということでございますので、評価の結論は変わらないということにしております。

宗野アセスメント担当課長 それでは、11ページをご覧ください。

11ページは、「(仮称)大久保三丁目西地区開発事業」の変更届でございます。

こちらは平成22年に答申をいただいた案件でございまして、山手線に乗っている方は分かると思いますけれども、高田馬場と新大久保の間の東側に建つ予定だったものですが、敷地面積約2.5haに17万㎡の延床の高層建築物を新築する事業でございます。こちらについては、敷地内に業務・住宅棟と、こちらのほうが大きいわけですが、約160mの棟と、あともう一つ、住宅棟と100mぐらいのものですが、この2棟を建設する事業でございます。

今回、変更の理由に書いておりますけれども、大震災を契機にして、建物の構造を免震構造に見直すなどを行った関係で、基礎の構造と工事の工程を見直すというものでございます。

その下に表がございまして、工事の予定期間といたしましては、もともと25年度までの37カ月で予定をしておりましたが、これを28年度まで延伸すると、括弧書きで書いてありますが、23年5月から昨年まで工事を中断しておりましたので、その関係で延伸する期間が長く見えるということでございます。工事を施行する期間としては、37カ月が43カ月ですので、大きな変更ではございません。

基礎の構造につきましては、住宅棟、低い棟のほうでございまして、杭基礎で考えていたものをべた基礎に見直すということでございます。

この変更に伴いまして、このページの下段、環境影響評価項目の再評価の結果でございますけれども、大気汚染と騒音・振動、廃棄物の項目について予測・評価の見直しを行ったということです。

大気汚染と騒音・振動につきましては、工事工程を見直しましたので、その関係で建設機械が若干増加しますが、再計算した予測結果は変更前のものと同程度ということでございまして、評価の結論は変わらない。

廃棄物につきましては、基礎の構造が変わったことで、建設汚泥は減少しますが、逆に建設発生土がふえるということです。これに関しましては、搬出先の受入基準を確認の上、適切に処理するとしておりますので、評価の結論は変わらないということです。

12ページ、「豊洲新市場建設事業」の変更届でございます。

平成23年に答申をいただいたものでありまして、約40万㎡の敷地に卸売市場と自動車駐車場を設置するという事業でございます。

変更の内容につきましては、お手元の変更届で説明させていただきたいと思っております。

薄い冊子の4ページ、土壌汚染の処理フローでありまして、下段が変更前、上段が変更後ということです。

まず、変更前を見ていただきますと、汚染土につきましては、いろいろな形で汚染されていたわけですが、処理の方法といたしましては、このフローにある緑色で塗った部分で、掘削微生物処理というものと、あと、青色で塗った洗浄処理、中温加熱処理という3つの処理を用いて汚染土壌については処理をする計画であったということです。このうち紫色で塗った中温加熱処理に関してですが、油で汚染された土壌につきましては、中温加熱処理というもので、その中で400度程度に熱して、気化したものをまた800度程度に燃やして浄化するような形を考えておいたわけですが、油汚染の薄いものにつきましては、青色で塗った洗浄処理で処理が実際にできますので、その形で確実に、かつ効率的に処理をするということでございます。

上段が変更後のフローですが、フロー自身は変わっておりませんで、ここに書いてある土量、ちょっと小さくて見づらいのですが、5つ青い四角がありますけれども、一番右から中温加熱のところ、変更前のものが9万4,000㎥だったものが8万5,000㎥と9,000㎥中温加熱をやめると。右から2つ目のところについても、1万2,000㎥だったものを1万1,000㎥ということで、合わせて1万㎥について中温加熱処理をやめまして、真ん中の洗浄処理のところで行う。数量といたしましては、12万9,000㎥だったものが1万㎥ふえて、13万9,000㎥になるということです。

6ページ、環境影響評価の再評価の関係でございますけれども、6ページの上段は大気汚染に関するものでありまして、中温加熱処理の稼働が減少するということと、あと、洗浄処理をいたしますと、洗浄の残渣が出るわけですが、3,000㎥ほど洗浄の残渣がふえる形になりますが、処理する期間で1日当たりに直しますと、工事用車両は7台程度の増加ということでございますので、評価の結論に変更はないということです。



水質汚濁がページの下のほうにあります。中温加熱処理のほうから洗浄処理のほうに1万 $\text{m}^3$ 移りますけれども、洗浄処理を行った排水につきましては、最終的には、仮設地下水処理プラントで浄化を行って、適切に処理していくということですので、評価の結論としては変更がないということです。

7ページの下の方の廃棄物でありますけれども、洗浄の残渣がふえることに関してですが、これに関しては、土壤汚染対策法と廃棄物処理法の許可を持った施設で適切に処理をするということですので、評価の結論に変更はないということでございます。

説明は以上でございます。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

一括して説明いただきましたが、どこからでも結構ですが、質問、コメント等がありましたらどうぞ。

木村委員 事後調査の件で、二子玉川と放射16号のところ。ここで大気汚染の事後調査があって、見てみるとまあ適切に行われているのではないかと思うのですが、事後調査報告書のまとめに記載されている文言でいうと、例えば二子玉川の、本日の資料の3ページのところで見てみると、「建設機械の稼働に伴う大気汚染濃度（日平均値）は、二酸化窒素が0.024ppm（最大値）であり」と書いてあって、予測結果を下回って、「及び環境基準（0.06ppm）を下回った」と記載されていて、これは確かにこのとおりですけれども、ただ、これで見ると、0.24ppmというのは、環境基準である0.06に比べるとかなり低くて、余裕で下回っているという印象を与えますね。ところが、0.06というのは2%除外値ですね。それに対して1週間しかはかっていなくて、その最大値で0.024だから、恐らく2%除外値でも超えてはいないのしょうけれども、多分、この数字で見えるほど余裕で超えているわけではないということが1つ。だからといって、ここをどう記載したらいいかというのはよく分からないのですけれども、印象としては、環境に与える影響がかなり小さい、あるいは現地の濃度が非常に低いという印象を与えてしまい過ぎるのではないかとあります。

それと同じように、放射16号については、期間平均を求めているわけですが、これについても期間の平均値と、これは幅をもって示していますけれども、これと同じように2%除外値とを比較していて、期間平均がおおむね年平均ぐらいだと仮定すると、2%除外値と大体、2倍ぐらい違いますから、2を掛けてやるとかつがつぐらいです。なので、現実の環境基準と照らし合わせたときの評価とこの数字が違うような印象を与えてしまう。だからといって、どう書いたらいいかというのは非常に難しく、書き直す案は浮かばないのですけれど

も、「環境基準(0.06%)」というところに、やはりそれが2%除外値で平均値に比べるとかなり大きいですよという情報があるような記載の仕方をしないとうまく伝わらないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。難しいポイントだと思いますが。

宗野アセスメント担当課長 例えば放射16号の緑の冊子を見ていただくと、33ページですけども、木村先生がおっしゃったものが、NO<sub>2</sub>でいうと、表の上段にあるわけですが、この表の上段の左側の列が期間平均値、また右側が日平均値で最少と最大とまとめているわけです。今回、これをまとめて書くという関係からこういう記載になって、環境基準と0.06というものと単純に比べられないですから、そのときに木村先生がおっしゃったように、基準と比べるとかなり低いのかなという印象を。きょうの資料のまとめだと思ってしまうところはあると思いますので、その辺を考慮して、実際のまとめ方とすると、この冊子自身は勘違いがないようにつくられていますから、そのことを余りだらだらとはならない形には書きたいと思っていますけれども、その辺をちょっと工夫して、こちらの資料だけを読んだ方が勘違いしないというか、そんな形に気をつけてまとめたいと思います。

木村委員 そうですね。書き方が難しいと思いますけれども、考えておいてください。

小島審議会会長 下に何かスター印でもつけて説明するというのは、事後調査報告書では普通やるのですか。そういうもので書ければあれですね。中で書くとごたごたになりそうだから、今みたいに2%除外値とか何とか、そういうものを下に書くというやり方があるのですかね。

宗野アセスメント担当課長 そうですね。それもありますし、まとめるのであれば、勘違いがないように、例えば33ページの日平均値の最大値の比較を載せてやるという方法もあると思いますけれども、それであれば比較的、環境基準との関係は見やすいと思いますので。

小島審議会会長 どうぞ。

中杉委員 今の関連ですけども、表現ぶりはそれで結構だと思うのですが、二子玉川は私のすぐ近くなのでよく分かるのですが、ちょっと気になって眺めたのです。はかっているのは1週間だけなので、風の強いときにははかっていたら当然低いなど。それで評価できるのかなと思ったのですが、実際にはこれを見ても、風が余り高くないということが分かるので、そこそこ高いときのデータではないだろうかと考えられる。そういう意味では、事後調査報告書を書くときに、風の状況はどうなのか。こういうところだと通常業務は一定ですから、風によって多分、大気の様子がどんどん変わってしまうだろうと思うので、そういう考察をしてもらおうとよろしいのかなと思いました。

小島審議会会長 事務局案としてはどうですか。

宗野アセスメント担当課長 くり返しですけれども、この資料だけを見たときに、できるだけ、例えば16号も別にうそを書いているわけではないのですが、抜粋の仕方ですんなりに低く、環境基準よりはずっと低いのだなという印象をやはり持つでしょうから、そのような誤解を与えない形、恣意的にやっているのではないかと言う方ももしかしたらいるかもしれませんから、そういう勘違いをされないように、例えば16号であれば、最大のものを載せて、書くスペースの関係もありますので、載せられるのであれば、年平均値のほうもあわせて載せるという形で、どちらを優先するかといえば、きつめのほうを、環境基準を最後に載せるのであれば、それとの比較ができる形を優先するような形にしたいと思います。

小島審議会会長 木村委員、そういうことでよろしゅうございますか。

では、あとはよろしくお願いします。

ほかの方も今の件でよろしゅうございますね。

では、ほかにございましたらどうぞ。

中杉委員 これから事務局とまた議論をすればいいのですが、計画書が出ている立川立飛の話ですが、土壌汚染のところの評価はかなり難しい。土壌汚染の対策をやることによって環境影響がどうかを評価するといっているのですけれども、実際にはどういう対策をやるかが決まっていないのです。やってみなければ分からない、調査をするよというところまではあるのですが、例えばそれを掘削して外へ運び出すだけなのか、その辺が書かれてこないと実際にはその影響は評価できなくなるので、ちょっと悩ましいなと思います。その辺はまた事務局と相談をしたいと思います。豊洲の場合にはこういう方法でやるよというのが明確になっていて、それについて評価をしたのですが、ここは調査をやるよということしか載っていないものですから、その辺が非常に難しい事例かなと思います。

上田アセスメント担当課長 これは調査計画書でございまして、これから評価書をつくるに当たっての項目選定でございますので、その点あたりは中杉先生はじめ御専門の先生と相談してやっていきたいと思います。

小島審議会会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

町田委員 事後調査報告書ですが、放射16号、資料の8ページになりますが、苦情に関係していることですが、遮音壁設置の効果がないという苦情が1件あったということですが、平成16年から供用を開始されているわけですので、いつごろこういう苦情が出ていたのかもし事

務局でお分かりでしたらお教え願いたいと思います。

宗野アセスメント担当課長 緑の冊子の16ページが当該の苦情を記載したページでありまして、2ページを見ていただくと、図は小さいですけれども、A北というところがありますが、そこが都営の団地になっておりまして、これはそんなに高さはないのですけれども、住宅棟が何棟か建っている状況でありまして、そこから自治会を通して苦情が寄せられているということでありまして、それをやったのが平成23年8月ということですので、2年弱前になりますけれども、どのように対応していくのかということは今、継続して協議をしているということでもあります。

町田委員 分かりました。ありがとうございました。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

山本第二部会長 事後調査報告書の山菱産業の別紙1-4を見ているのですけれども、M-2が予測したものよりも高いということで、事後調査の測定の結果を見ると、考察では「小曾木川からの水音等の影響で重機の稼働音がほとんど判別できず」となっておりまして、さらに言えば、「作業前・作業中・作業後で騒音レベルの変化はほとんど見られなかった」と書いています。3つ表がありますけれども、一番下のM-2の表の左から3つ目、 $L_{Aeq}$ というところを見てみますと、作業前は46、45、作業中になると53、50、48、51、終わると45ということですので、やはり作業にかかわる音が多分来ているのだろうなど。水の音は昼休みとか休みませんので、下がるわけがない。ですから、重機の音と判定はできないのだけれども、それ以外の何かの音があったのだろうなどということですので、水の音もあるでしょうけれども、それ以外の活動に伴う騒音があったのだろうと思います。

ちょっとコメントになりますが。

小島審議会会長 水だけにすると。「等」をつけるとか、あるいは何かそういうものがほかにあればそこに記載を。

山本第二部会長 「等」はついているのですが、やはり判定してほしかったなど。分からなければ残留騒音と書いてもいいのですが。

小島審議会会長 事務局のほうで何かコメントございますか。

宗野アセスメント担当課長 これについては、細かくは別紙1-9で、これが抜粋したチャートでありまして、4つありますけれども、一番下のものは民家付近のもので、網かけがかか

っているところは車両が通行したところで、そういうものは事業者のほうで除外はしたのですが、なかなか除外がし切れなかったということでありまして、考察が1-8に、そういうようにして車の音などもどけてみたのだけれども、その結果、集計したものがそういうことだと。あと、判別は現地で考察として、先ほど山本先生がおっしゃったのと同じで、重機の稼働音は聴覚では判別できなかつたとあるのですが。

山本第二部会長 1-9を見ると除外処理が大変細かくされているのだけれども、それでも残るものがあって、それが何かというのはちょっと分かりませんが、チャートを示していただいて、除外の処理がされていることから考えると、今となっては分からないものがあるけれども、水の音だけではないだろうと。水の音は一定になるだろうと思いますので。

中杉委員 教えていただきたいのですけれども、予測のときには水の音は多分、加味していませんね。だから、ベースとして水の音があって、それに作業がかかってしまったので、超えてしまったという、作業の影響がないと言ってしまうと、山本先生がこれを見ても、明らかに作業によって幾らか乗っかって、ベースとして水の音があると、だから超えてしまったのだという説明が、私など素人的には一番分かりやすいのですが。

山本第二部会長 それでいいと思います。水の音は水量によっても大分変わるから、なかなか予測といっても難しいです。年中同じように流れているとは限らないし、激しい豪雨の後だと大きな音がするかもしれませんので。

小島審議会会長 よろしゅうございますか。

今の件は、規制基準値ぎりぎりだけれども、内にあるということで、この審議会としては、報告書を受けて今のようなことを理解していればいいと。要するに外からそういう質問があったときに答えられればいいと考えればいいのですか。

宗野アセスメント担当課長 もう一ついいますと、先ほども説明の際には一応、言ったのですけれども、1-8の表をご覧くださいと、予測したものはやはり人が住んでいるところでやったほうがいいだろうというのでやったわけですが、敷地の境界でも事後調査はやっていまして、M-1というものです。1-8ページの下に表がありますけれども、敷地の境界がM-1、民家の最寄りがM-2です。予測との比較ということでM-2があるのですが、もっと敷地に近いところ、これはM-1ですけれども、そこで見たところで行くと、46dBということで、距離的に重機との距離関係でいくと近いところで46dBですので、地形的なものもあるとは思いますがけれども、山を挟んだ形で重機があって、山があって、民家という形になっていますので、重機そのものの騒音を拾っているとは考えていない。敷地境界という重機ともっと近いところで見

たところで条例の規制基準を満たした形になっていますので、基準的には、会長がおっしゃったように問題ない形にはなっています。では、なぜ上がっているのかという話ははっきりしない部分があるのですが。

小島審議会会長 これは結構長丁場のはずですね。そうすると、まだ事後調査は何回かやられるのでしょうか。

宗野アセスメント担当課長 いや、もう全部掘り尽くしたところですので、これについては、最後、工事の完了後というものはありますけれども、騒音についてはこれで一応、終わった形にはなります。

小島審議会会長 山本委員としては、今のことで、説明がクリアであればいいということによろしゅうございますか。

山本第二部会長 クリアではないかもしれないのですけれども、やむを得ないかなと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、ほかの件をどうぞ。

田中（正）委員 事後調査報告書の資料の5ページの東雲地区開発事業の件ですけれども、調査結果の内容の3の地形・地質の一番下の部分ですが、「地盤の累積変動量及び地下水位に大幅な変動はなく、対象地近傍に影響を及ぼすことはなかったと考える」という報告になっておりますが、この報告書の3-7ページの測定結果を見ますと、地盤変動に関しては、特にB地点とC地点の間の差が平成20年ぐらいから、この報告書の最終データである平成24年にかけて、徐々にではないのですが、ある時期を境にして変動するというパターンをくり返していますけれども、その差が傾向として見ると、かなり開いてきている傾向が読み取れるのです。その差が2.5cmからそのぐらいの数値になっているということで、この原因が何かを確かめる必要があるのではないかと思うのです。影響を及ぼすことがなかったという形で済ませるのではなくて、どうしてこういう現象が生じているのか。これが今後どうなるかということが重要だと思しますので、きちっと監視するということですね。その辺をやはり業者に少し指導していただく必要があるのではないかと思います。

ことしの7月ぐらいに4の報告書等が出るようになっておりますので、その時点あたりでこの辺の現象についてどういうことが考えられるかという考察といいますが、またはそれに対する対応をどうとるのかとか、その辺のところを報告していただければと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

何かございますか。

上田アセスメント担当課長 今、田中委員がおっしゃったところですが、私どもも気づいていまして、事業者のほうに尋ねましたら、具体的な原因は分からないというところで回答をいただいております。ただ、23年3月あたりからかなり幅が開いているのは、東日本大震災の影響が、確実にそうだと断定はできないのですが、

少なくとも震災が何らかの影響をしているのではないかと聞いております。それ以前のものについては、詳しくは分からないという報告を受けていますので、引き続き、委員がおっしゃったとおり、その方向で今後も監視を続けていくよう指導いたします。

また、ここには24年7月までしか年表が出ていませんが、事業者からもらった今年の1月までのデータでは、やはり開いたままの状況で推移しておりますので、引き続き、その辺は監視して、データをきちっととっていくということで事業者のほうには伝えております。

田中（正）委員 今、地盤変動で3.11の影響という話が出たのですけれども、例えば Dとか、B、Cを除いたものに関しては余り大きな変動は示していないのです。これだけの狭い範囲で片方は影響していて、片方は影響していない、3.11の影響があるかないというのは、ちょっとやはり説明はつかないのではないかと。上の工期との関係で見ますと、図と対応して見ると、工期が終わって1年後ぐらいたつと地盤がぐっと変動するという傾向が読み取れないこともないのです。ですから、何らかの事業の影響が考えられるのではないかと思います。ちょっとはっきりはしませんが、もう少しその辺を考察していただくように指導をお願いしたいと思います。

小島審議会会長 どうもありがとうございました。

その辺、よろしく願います。

ほかにございますか。

山本第二部会長 放射16号線の事後調査報告書を見ていますと、予測値と実測値の差分が載っていたところがありましたね。45ページ、2つ表があって、上の表はかつての環境基準 $L_{50}$ を予測して、実測も $L_{50}$ でやったということで、かなり大きく乖離しています。これはもう今さら予測モデル云々という話に戻ってもしょうがないので、このところはちょっとやめておきますけれども、その下の $L_{Aeq}$ のDの南側1.2mというのは、13ぐらい予想したよりも高くなっているのですが、これは先ほど説明がありましたか。

宗野アセスメント担当課長 ここはしていません。

山本第二部会長 51ページの波形を見てみましょう。これは南側でいいのかな。

宗野アセスメント担当課長 南側です。

山本第二部会長 赤いところは除外したということで、それはそれで結構ですけども、黒いところは算定に入れている。このうちの堤防道路と書いてあるものは予測の対象道路ですか。

宗野アセスメント担当課長 49ページ。

山本第二部会長 Dの南側という図がないのですね。49ページの上から2つ目の図は「調査地点（D北側）」と書いてありますね。南側がどこにあるかが。

申し上げたかったのは、 $L_{Aeq}$ でこんなに外れるのはちょっと予測条件とか何かが違うのか、あるいは交通量が思いっきりふえたとか、そういうことかなと思って、その原因を調べたかったのですが、今、分からなければ結構です。

宗野アセスメント担当課長 済みません。では、そこは確認いたしまして、後日、報告させていただきます。

小島審議会会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、ほかにないようございますので、これで質疑応答を終わりにしたいと思います。

これで議事にありました本日の審議会の内容は全て終わりましたので、これで終わらせていただきます。

事務局のほうで予定等がありましたらどうぞ。

傍聴人の方はこれで終わりましたので、退場をお願いします。

（傍聴人退場）

（午前11時45分閉会）